

神奈川県寄附金返礼事業者募集にかかわるQ & A

(返礼品の内容)

- 問1 返礼品は、「体験型ツアー等の参加券など」としているが、「体験型」と言うのは、一定の定義があるのか？「見たり」、「聞いたり」、「行ったり」できれば、何でも良いのか？（一般の飲食店での食事券、美容院の利用券、ボーリング場の利用券、映画館の鑑賞券、絵画教室の参加券、スポーツクラブのお試し利用券なども対象になるのか？） →No
- 答1 ポイントは観光客をターゲットとしていること。施設が所在する地域の住民等を対象としたサービスや娯楽の提供は基本的に該当しない。
- 問2 これまで参加券等は発行していなかったが、新たに発行する場合も認められるのか？ →Yes
- 答2 電話やインターネットでのみ受付を行っていた事業者の参加も可能です。
- 問3 これまでには行っていなかったが、新たにサーフィン体験教室や陶芸教室などを始める場合も認められるのか？ →個別に判断
- 答3 体験型ツアーの実施の実績がまったくない場合は、申請書で実績を求める期間（3ヶ月）の実績を作ってから応募してください。
- 問4 参加券等は、例えば 1,000円あるいは 3,000円等の金券（クーポン券）を発行して、その額の範囲内で利用してもらう、あるいは不足する場合は不足分を支払ってもらうということも認められるのか？ →No
- 答4 総務省通知により、返礼品が寄附の対価であるとの誤解を招かないよう求められています。また、換金性の高いプリペイドカードなどの送付は行わないように求められていることから、既存のチケット等で金額が記載されているものを参加券とする場合などを除いて、金券（クーポン券）の登録はお断りします。
なお、追加で申込のあったオプション等について、現金等で支払いを受けることは問題ありません。
- 問5 例えば、宿泊施設の利用券と近隣の美術館の利用券をセットにして「返礼品」とする場合、「返礼事業者」は、宿泊施設と美術館が連名で申し込むのか？ →No
- 答5 宿泊施設が買い取りを行い販売を行っている場合が大半であると思いますので、宿泊施設のみからの申込で構いません。この場合は、別紙1申請書「返礼品の内容欄」に美術館名を記載してください。
- 問6 例えば、宿泊施設の利用券と観光船の乗船券等を組み合わせて、パッケージ型の旅

行券を造成する場合、「返礼事業者」は旅行業法に基づく登録が必要となるのか？
→個別判断

答6 寄附者の申し込みに応じて返礼事業者が他社の運送または宿泊サービスを提供する場合は、旅行業の登録が必要となると考えられます。

なお、旅行業の登録の要否については、県観光企画課の旅行業担当者まで別途ご相談ください。

問7 パッケージ型の旅行券を造成する場合、出発地と終了地は神奈川県内でなければならないのか？また、行程も全て神奈川県内でなければならないのか？→No

答7 出発地と終了地は県外でも構いませんが、行程の主なもの原則として神奈川県内でお願いします。

問8 パッケージ型の旅行券を造成する場合、参加者が少なく催行できないケースが想定されるが、そうした履行できないケースが想定される参加券等でも認められるのか？→No

答8 留意事項に記載したとおり、返礼品の提供にあたっては、安定的な供給を行うものとしております。そのため、最小催行人数に達しないと催行されない体験ツアー等は返礼品として登録できません。なお、天候により順延する可能性があるものは、その旨を明記してください。

問9: 利用券に①発送日（発行日？）②利用者③ふるさと納税の利用券である旨の印字は不要か。→No

答9 有効期限の印字は、必要です。

（利用期限）

問10 利用期限が6ヶ月を超える場合は、関東財務局への登録が必要とあるが、登録すれば可能か。→Yes

答10 可能です。

問11 返礼品の「利用期限」は、「原則として参加券等の発行から6か月以内の利用期限を設ける」としているが、1週間あるいは10日間といった短い利用期限を設けることは可能か？→個別判断

答11 花の開花時期に合わせた体験ツアーなどが一定の期間に限られる場合は、その期間とし、それ以外は原則として6か月が望ましいです。

問12 「利用期限」は、参加券等に直接明記する必要があるのか？→Yes

答12 明記してください。例えば「発行日〇年〇月〇日から6ヶ月」や「〇年〇月〇日まで」などと明記することも可能です。

問13 設定した「利用期限」内に、利用者が参加券等を使用しない状況が生じた場合は、どのように対応するのか？参加券等の入金は返還するのか？→N o

答13 利用者が利用期限までに参加券を使用されなかった場合、返金の必要はありません。事業者の事情による場合は、他の日に振り返るなどの対応をお願いします。この場合も返金は必要ありません。

問14 返礼品を送付したが、住所不明等で返送された場合はどうするか。→要相談

問14 送付先の電話番号もあわせて提供するので、まずは送付先に問い合わせてください。それでも連絡がつかない場合は、県へ報告してください。

(返礼品に対する県支払額)

問15 「返礼品の区分」として、「上限 9,000円」「上限15,000円」「上限30,000円」としているが、下限はないのか？例えば、「上限 9,000円」に消費税と送料込みで 3,000円の返礼品を申し込んでも認められるのか？→Y e s

答15 下限は設けていません。そのため、3,000円の返礼品の申込も可能ですが、価格の格差が大きい返礼品が混在していると、寄附者が選択する際に不安を感じやすいので、出来る限り各上限額に近づけてください。

なお、3,000円として申込された場合は、県から事業者への支払額は9,000円ではなく3,000円となるので、ご注意ください。

(事業の流れ)

問16 県からの発注は、決まった日付にあるのか。→N o

答16 寄附者に対して出来る限り早く返礼品を届けたいので、随時の発注依頼を行う予定です。

問17 別紙4の「お礼状」は現物が提供されるのか。データの場合、用紙の指定はあるのか。送付する封筒等についてはどうか。→N o

答17 各返礼事業者でお礼状をプリントアウトして同封してください。用紙はA4普通紙。封筒については各返礼事業者が通常使っているものでかまいません。お礼状を入れることで、返礼品の送付がわかる仕組みとしています。

問18 返礼品は送料込みとのことだが、発送先が海外の場合はあるのか。→N o

答18 返礼事業者への負担が大きいため、海外への発送はできない扱いとして寄附を募ります。

問19 送付先が寄附者と異なる場合はあるのか。→Y e s

答19 寄附者の住所と違う場所への送付を希望できるようにする予定です。そのため、寄附者の住所とは異なる送付先を情報提供する場合があります。

問20 「返礼品」を送付した後に、『キャンセル』してほかの「返礼品」に替えたいといわれた場合に、対応しなければならないのか？→N o

答20 寄附者からの申込時に、キャンセルはできない旨をあらかじめ周知しますので、キャンセルできない旨をご説明ください。なお、ふるさと納税の返礼品は寄附に対する感謝の意を表するものであって、ネット通販などとは異なりますので、この点からもご理解していただくようご説明をお願いします。

問21 参加券等の使用者が、寄附者と同一人であることを確認する必要はないのか？また、参加券等が、実際に使用されたかどうかを、県に報告する必要はあるのか？→Y e s

答21 本人確認を行う必要はありません。

使用実績については、年数回調査しますので、あらかじめ実績を把握するようにしてください。

(返礼事業者のメリット)

問22 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレット等を同封できるとのことだが、そのことによって送料が高くなっても構わないのか？→N o

答22 返礼品を簡易書留で発送する料金以内（原則392円）で対応してください。

(申込期間)

問23 3月16日(水)までとしているが、郵送の場合は16日必着か？→Y e s

答23 4月1日から返礼受付を開始する分については、3月16日(水)17時15分必着でお願いします。（県庁への持込可）

なお、期限以降に到着した分についても、随時審査していきますので、無効とはなりません。

(返礼事業者の決定方法等)

問24 応募してから、どのくらいで採否の決定がされるか。

答24 約2週間の見込みです。

問25 「返礼品の送付及び返礼品の履行が適切に実施されないおそれがあると認められる場合」とは、どういった場合を想定しているのか？

答25 別紙1「神奈川県寄附金返礼事業参加申込書」とともに提出していただく、事業実績や事業に必要な許可証の写しがあります。これらの書類から、事業実績等がないと認められる場合などを想定しています。

問26 「返礼事業者」として参加を認められなかった場合、その理由を開示してくれるのか？また、改めて申し込むことは可能なのか？

答26 別紙2の「神奈川県寄附金返礼事業参加決定書」により、理由を付記して通知します。改めて申し込むことは可能です。

(留意事項)

問27 「天災等の理由により、返礼品の利用ができない場合などは、事業者の責任において、代替の返礼品を提供などの対応をする」としているが、「天災等」事業者の責めに帰さない理由で「返礼品の利用ができない」場合も、なぜ対応する必要があるのか？また、「代替の返礼品」というのは、どういったものを想定しているのか？

答27 天災等について、事業者に帰責性はありませんが、通常の旅行契約においては返金の手続きを行っていることを前提としています。しかしながら、本事業は寄附に対する感謝の意を表すためのものであることから、対価の交付となりうる返金手続きはできません。以上の理由から代替の返礼品をお願いしています。具体的には、別の日に振り替えるなどの対応となります。なお、季節限定のツアーについては、同等のツアーへの振替も可能です。

問28 「返礼品に関する苦情や事故があった場合」は、県へ報告するとされているが、この「苦情や事故」というのは、どの程度の「苦情や事故」を想定しているのか？（どんな「苦情や事故」も全て報告する必要があるのか？）

答28 体験ツアー等の内容の見直しをせざるを得ないような苦情や、身体に被害が及ぶような事故（保険の対象となった事故）等を報告してください。